

周南市監査委員 山 下 敏 彦

周南市監査委員 田 中 和 末

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果に関する報告は、平成29年1月13日に決定し、同日議長及び市長等に提出しましたが、平成29年2月22日に議会報告を済まされたことから、今回の公表となりました。）

1 監査の対象

こども健康部

次世代支援課、保育幼稚園課

政策推進部

施設マネジメント課 財産管理活用担当

2 監査の範囲

平成28年（一部平成27年）4月から平成28年8月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成28年11月1日から平成29年1月13日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。なお、指摘事項

の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

こども健康部

次世代支援課

(1) 収入事務

ア 乳幼児医療費助成事業高額医療費等返還金について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。

(2) 支出事務

ア 補助金の交付額の変更について、補助金等交付規則に基づく手続きがされていないものがあった。

(3) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登録のものがあった。

保育幼稚園課

(1) 共通的事項

ア 旅行命令について、教育委員会職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(2) 収入事務

ア 一時預かり保育料について、会計事務規則に定められた期間を超えて金融機関に払い込まれているものがあった。

(3) 支出事務

ア 旅費の支給について、算定に誤りのあるものがあった。

イ 給食材料費の支払いについて、会計事務規則に定められた手続きがされていないものがあった。

ウ 補助金の交付について、職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(4) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登録のものがあった。

政策推進部

施設マネジメント課 財産管理活用担当

(1) 収入事務

ア 普通財産の土地貸付収入について、算定に誤りのあるものがあった。